

児童生徒の健全育成のための
学校と警察における相互情報連絡制度に係る協定について（お知らせ）

教育委員会では、兵庫県警察本部と「学校と警察における相互情報連絡制度に係る協定」を結び、平成28年10月1日より運用を開始します。

この連携制度は、警察と学校が情報を共有することで犯罪被害や非行等に係る重大事態発生未然防止と児童生徒の安全確保につなげることを目的としています。

なお、各都道府県・政令市の多くが、児童生徒の健全育成の観点から、すでにこの制度を運用しています（兵庫県立学校は平成28年4月1日から運用）。

情報連絡が必要と判断する場合とは・・・

- 警察の専門的知識が支援・指導に効果がある場合
- 児童生徒の心身に重大な影響を及ぼす場合
- 児童生徒の保護や安全確保が必要と判断される場合



情報の提供例として・・・

- 児童生徒が犯罪の被害に遭うおそれがある / ○いじめや児童虐待
- 非行集団に関する事 / ○薬物乱用、児童買春など / ○犯罪行為など

- 情報連絡をするにあたっては、学校と教育委員会が協議のうえ連絡します。
- 「情報連絡票」により情報連絡を行います。

情報連絡票の内容 ○児童・生徒の名前及び住所 ○事案概要 ○措置・結果等
※連絡票は対応終了後、もしくは1年間保管後、廃棄します

【Q&A】

- Q1：どんなときに学校から警察と情報連絡をしますか。
A1：重大な犯罪の被害に遭うおそれがある事案や違法行為を繰り返している事案について、早期に警察と連携して、児童生徒の安全を確保する必要がある場合です。
- Q2：どんなときに警察から学校に情報連絡しますか。
A2：違法行為を繰り返している事案や逮捕・補導された事案について、学校の協力のもとに立ち直りや学校復帰に向けた指導を行なう場合です。
- Q3：学校から警察へ情報提供する場合、本人や保護者に連絡はありますか。
A3：基本的に本人及び保護者への連絡は指導の中で行います。ただし、児童虐待やいじめ被害等はこの限りではありません。
- Q4：この制度は、児童生徒にとって不利益な扱いになりませんか。
A4：学習活動の評価や進路選択に際し影響するようなことは一切ありません。

保護者の皆様のご理解をいただき、子供たちの健全育成のため、一層の努力をしてまいります。今後ともご協力をよろしくお願いいたします。